

健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和 5 年 10 月 20 日

厚生労働省

保険局医療介護連携政策課

健康保険法施行令及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、令和 5 年 9 月 6 日（水）から同年 10 月 5 日（木）まで御意見を募集したところ、計 3 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	DPCDB 及び NDB のいずれも、保有するデータ量及びデータ抽出量が増えることに伴うクラウド利用料の増加等により、算出時と比較して運用保守経費等が増加したとしていますが、平成 30 年度及び令和 2 年度などそれぞれの運用保守経費も明記すべきです。 また、保有するデータ量が増えたことにより運用保守経費が増加したとしても、抽出量が増えたことは抽出の所要時間が増えるだけであり、1 時間当たりの利用料が変わらないはずです。	○ DPCDB 及び NDB の提供に係る手数料の額は、法律上、実費を勘案して政令で定める額とされており、政令改正に当たっては、時間単位の金額として機械的に計算された額を公表すれば足りると考えたため、運用保守経費は記載しませんでした。 ○ 今般の改正は、保有するデータ量及びデータ抽出量が増えることに伴うクラウド利用料の増加等を踏まえて行ったものです。
2	手数料の額の算定根拠を具体的に説明すべきだ。「運用保守経費等」としてどの程度の額を見込み、提供件数（需要）はどの程度の数を見込んでいるのか。また、「履歴照会・回答システムに係る手数料」については、運用が開始されていないため「実費」を勘案す	○ DPCDB 及び NDB の提供に係る手数料の額は、法律上、実費を勘案して政令で定める額とされており、今般、直近の令和 4 年度保守運用経費が増加していること等を踏まえ、改正を行いました。

	ることは不可能だと思われるが、厚生労働大臣の手数料支払件数をどのように予測し、どの程度の数を見込むのか。	○ 履歴照会・回答システムの手数料は、令和４年度に収集した DPC に係るデータに基づき、件数を算出しました。
--	---	--